

# 大学評価基準について

大学認証評価委員会 委員長  
聖徳大学 理事長・学園長・学長  
川並 弘純



一般財団法人 大学・短期大学基準協会  
Japan Association for College Accreditation

# 目次

I 学習成果を焦点にした教育の質保証

II 認証評価

III 大学評価基準

IV 内部質保証ルーブリック



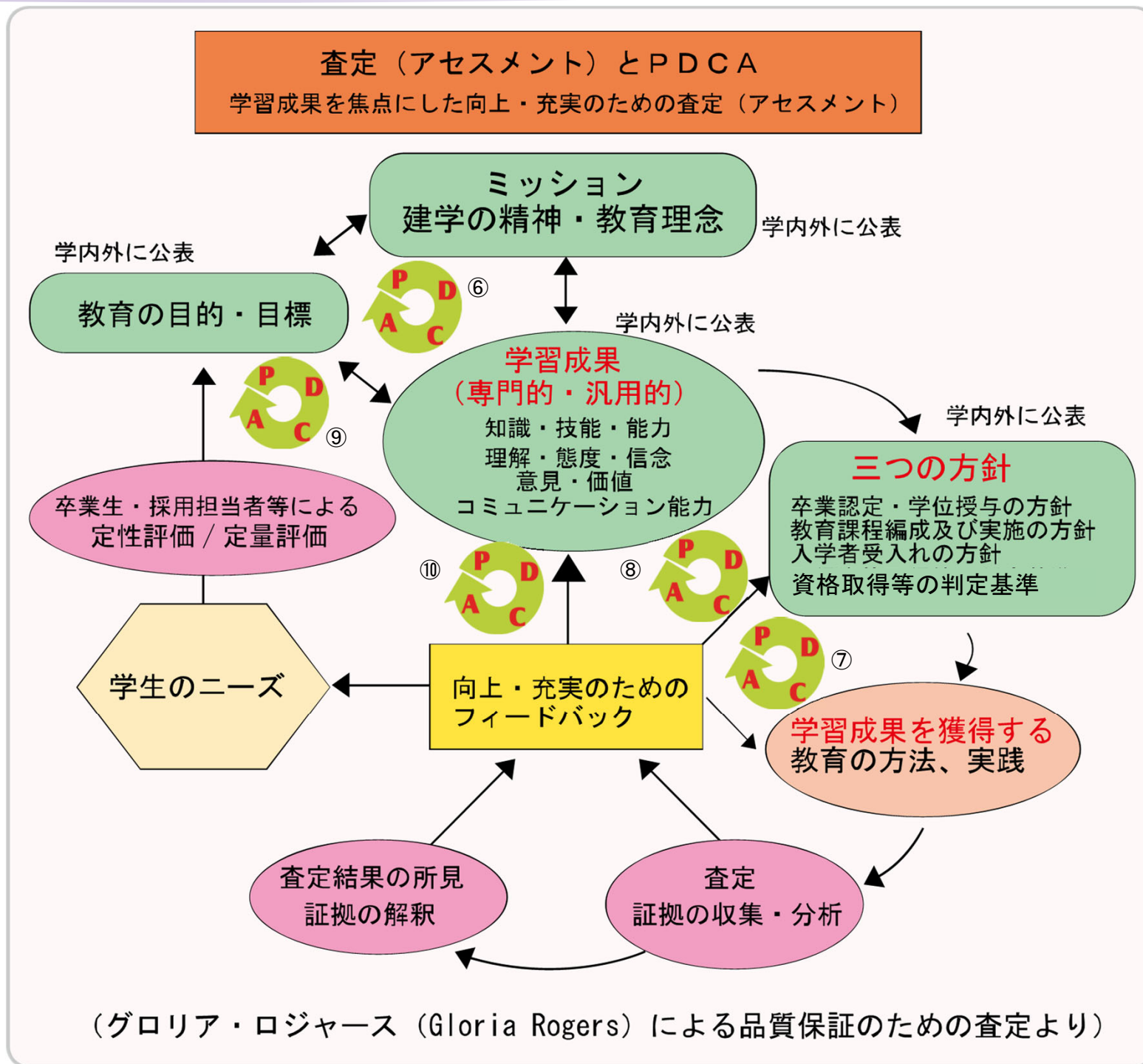
学習成果を焦点にした  
教育の質保証

# 学生の学習成果を焦点にした教育の質保証

- 学習成果は、平成15年(2003年)から欧州高等教育圏の取組により国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能とすることが求められるようになった。
- 学習成果とは、「大学で何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるか」ということを事前に表明し、進学者が大学の教育課程を修了した時に獲得するもの。
- 三つの方針は、学習成果を獲得させるために表明した①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針であり、この方針を実践・実行することで大学が目的とする人材養成を達成することができる。
- したがって、教育の質保証は、学習成果を焦点にした三つの方針の実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定(アセスメント)し、見付けた課題を改善する仕組みを実行していくことで確保することができる。

## 学習成果（学生の学習成果）

「学習か学修なのか」、Student Learning Outcomes から学習成果として「習」を使う。（大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会も学習成果を使用している）



- ① 各大学は自己点検・評価に積極的に取り組む。
- ② 自己点検・評価には大学設置法人の長・学長が率先して関わり、ALO(連絡調整責任者)の教員を任命して全学的な教育の質保証の体制を構築する。
- ③ 自己点検・評価活動に際しては、大学・学部内および関係部署の対話を通じて学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルと日常的なPDCAサイクルで実施する。
- ④ 自己点検および評価活動の結果は、カリキュラム改革、授業改善活動および研究環境の改善など学生の学習成果を向上させるための学内の諸活動にフィードバックする。
- ⑤ 査定のサイクルは1年間または前期・後期(セメスター)の期間でサイクルを継続して実施するが、PDCAはセメスター毎で行う授業評価と学期中の成績評価等によって改善改良を加えていく仕組みである。
- ⑥ 査定サイクルの流れは、学内・学外に対して表明している「ミッションと教育理念」、「教育の目的・目標」、「学生の学習成果」の相互の関係の点検、および同様に表明している「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」(三つの方針)や資格取得等の判定基準が明解であることを点検する。

- ⑦ 教育は、学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、その結果について「査定：証拠の収集、分析」と「査定結果の所見：証拠の解釈」の部分で事実に基づく量的・質的データを収集し、学習成果の獲得状況について分析を行う。
- ⑧ 「向上・充実のためのフィードバック」では、「学生の学習成果、三つの方針の点検、教育の方法・実践、および学生のニーズ」の点検・評価と評価後の適否について関係する行為や動作を修正・調整して学習成果の獲得に向けて改善・充実を図るためのPDCAサイクルをFD、SDおよび教授会等によって継続して実施し向上・充実を図る。
- ⑨ また「学生のニーズ」は学生自身の要求ではなく、卒業生が社会の求める人材であるか否かを学生の進路先から得た量的・質的データを基にして点検し、否の場合には「教育の目的・目標」を点検する。従って卒業後の学生についての情報を得て、学科の教育目標等が社会の実状にあっているかどうかということ(point check)を点検する。
- ⑩ 「向上・充実のためのフィードバック」において、適否に関係する行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図るためのPDCAサイクルをFD、SDで継続して実施し、事業計画等と連動させて点検・評価する。



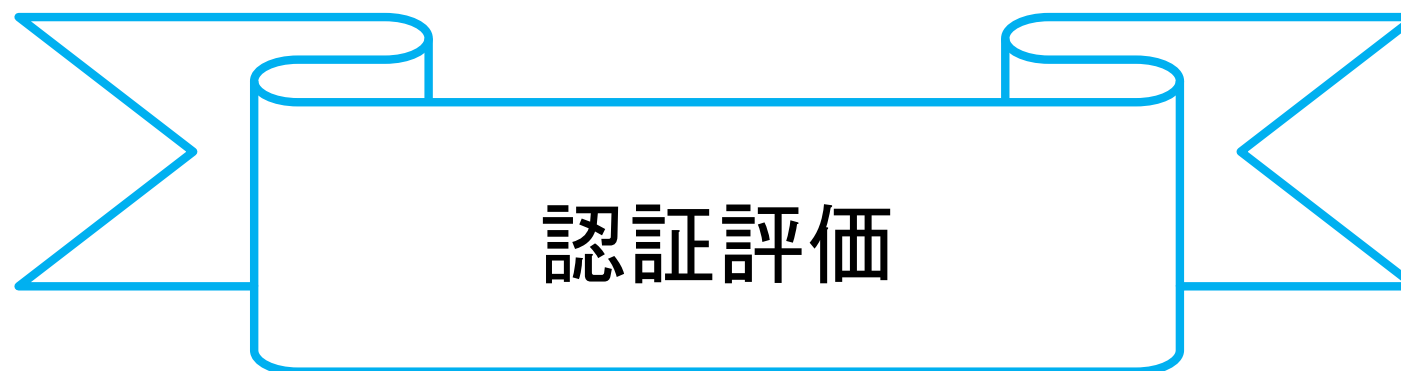
大学・短期大学基準協会の認証評価における大学評価基準は①から⑩の自己点検・評価活動が実施できるように、大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成している。

この4基準は、大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ ミッションと教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ 大学運営とガバナンス」と定めている。

4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～6）として表している。

## 国際通用性を確保した自己点検・評価

- 本協会は、会員大学が教育の質保証を図り、国際通用性を確保できるよう自己点検・評価のための大学評価基準を、アメリカのACCJC WASCの基準をベースに、本協会の基準、「基準Ⅰ ミッションと教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」を定めている。この4基準には更に詳しくテーマ、区分と大学の機関全体を自己点検・評価できるように構成してあるが、ここでの詳細は省略する。
- 大学が本協会にて認証評価を受ける際の自己点検・評価報告書は、その作成マニュアルが査定(アセスメント)と改善を行うPDCAサイクルの実施状況を記述できるようにしてあるので、日常的に自己点検・評価を進めれば大学の国際通用性を確保した教育の質保証が図れるようになっている。



# 大学評価基準

- 自らの経営分析による経営の健全化と教育の質保証を図る。
- 教育の質保証は適格認定によって担保されるものではなく、大学自身が、社会に対して、学生が獲得できる「学習成果」と「三つの方針」を明確に示し、さらに、この学習成果を求めて入学した学生が教育を受け、卒業後に確実に獲得したことを明確に示すことで、教育の質保証が可能となる。
- 学習成果の獲得は学生の学習水準も影響するので、学習支援についても創意工夫が必要である。
- 学習成果を焦点とする査定の仕組みとPDCAを導入した内部質保証を図った自己点検・評価の公表と向上・充実が重要である。

## 大学評価基準(令和6年2月改定)

- 大学設置基準等の改正(令和4年10月1日施行)及び私立学校法の改正(令和7年4月1日施行)※等を踏まえての見直し
- 第4評価期間・令和7年度から適用

※ 自己点検・評価は、評価を受ける前年度(令和6年度)を中心に行われるため、令和7年度の大学認証評価は、「基準Ⅳ 大学運営とガバナンス」においては改正前の私立学校法に準拠して実施。

### [主な改定内容]

- 法令改正を踏まえて、基準、テーマ及び区分の構成等を見直した。(4基準・12テーマ・32区分→4基準・16テーマ・36区分)

## 内部質保証

- 学習成果を焦点にした機関全体を査定する仕組みと、三つの方針や学習支援を充実させるためのPDCAサイクルを稼働させなければならない。
- 自己点検・評価報告書には、査定とPDCAを日常的に繰り返し、学習成果を向上・充実させている状況を明確に示す。

## 評価の特色

- 会員校によるピア・レビュー
- 自己点検・評価の報告書にまとめられた事項について、事実を基に「機関の質」と「教育の達成度」に着目した評価

## 評価結果

- 評価を受けた時点から次回受審までの7年の期間についての判定は含まれていない。
- 評価時点の経営と教育研究活動の状況からの予測で評価年度の翌年の入学者が4年後には学習成果を享受して卒業できるか否かの判定である。





大学評価基準 (I ~IV)  
テーマ・区分・(観点)

## 基準 I ミッションと教育の効果

### A ミッション

基準 I-A-1 ミッションを確立している。

### B 教育の効果

基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

### C 社会貢献

基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

### D 内部質保証

基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

基準 I-D-2 教育の質を保証している。

## A ミッション

基準 I-A-1 ミッションを確立している。

### 【参考】

- (1) ミッションは大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) ミッションは教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) ミッションを学内外に表明している。
- (4) ミッションを学内において共有している。
- (5) ミッションを定期的に確認している。

## B 教育の効果

基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。

### 【参考】

- (1) 学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。
- (2) 学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学部・研究科等の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。[\[基準II-B-1から移動\]](#)
- (4) 学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

### 【参考】

- (1) 大学としての学習成果をミッションに基づき定めている。
- (2) 学部・研究科等の学習成果を学部・研究科等の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の大学の規定に照らして、定期的に点検している。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

【参考】

- (1) 授与する学位分野ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。[基準Ⅱ-A-1から移動]
  - ① 卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件を明確に示している。
  - ② 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
  - ③ 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。[基準Ⅱ-A-1から移動]
  - ① 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
  - ② 教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。[基準Ⅱ-A-4から移動]
  - ① 入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
  - ② 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
  - ③ 入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

## C 社会貢献 [新規]

基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

[基準 I -A-2から移動]

### 【参考】

(1) 地域・社会への貢献についての取り組みに関する方向性を示している。

(2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。

① 社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。

② 地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

③ 教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。

(3) 地域・社会への貢献についての取り組みを定期的に点検している。

## D 内部質保証

基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

### 【参考】

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

基準 I -D-2 教育の質を保証している。

### 【参考】

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。

### B 学習成果

基準Ⅱ-B-1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。



## C 入学者選抜

基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。

基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。

## D 学生支援

基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。

## A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。

### 【参考】

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
  - ① 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4) 進級判定がある場合は周知している。

## 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

### 【参考】

(1) **教育課程は**、大学設置基準等にとり体系的に編成している。

- ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ② 専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
- ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- ④ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、**予習・復習**の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
- ⑤ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

[基準Ⅱ-B-1から移動]

- ⑥ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

[基準Ⅱ-B-1から移動]

- ⑦ 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

(3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。

**【参考】**

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

## B 学習成果 [新規]

基準Ⅱ-B-1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。

### 【参考】

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

[基準Ⅱ-A-5から移動]

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。[新規]

### 【参考】

- (1) 各授業科目の学習成果は、授与する学位分野ごとの学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。  
[基準Ⅱ-B-1から移動]
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。[新規]

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する  
仕組みをもっている。 [基準Ⅱ-A-6から移動]

【参考】

- (1) GPA分布、**単位修得率**、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率、進学率などを活用している。
- (4) **卒業生への調査**、卒業生の進路先を**対象とする調査**などを活用している。  
[基準Ⅱ-A-7から移動]
- (5) **測定した結果**を学習成果の点検に活用している。 [基準Ⅱ-A-7から移動]

基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。 [新規]

【参考】

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

## C 入学者選抜 [新規]

基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。

### 【参考】

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。  
[基準Ⅱ-A-4から移動]
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。[基準Ⅱ-A-4から移動]
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。[基準Ⅱ-A-4から移動]

基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。

### 【参考】

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。[基準Ⅱ-A-4から移動]
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。[基準Ⅱ-A-4から移動]
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。[基準Ⅱ-A-4から移動]

## D 学生支援

基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

[基準Ⅱ-B-2から移動]

### 【参考】

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。[基準Ⅱ-B-1から移動]
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。[基準Ⅱ-B-1から移動]
- (11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。
- (13) 編・転入学生に対して適切な指導助言を行う体制を整備している。



基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。  
[基準Ⅱ-B-3から移動]

【参考】

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、大学行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。 [基準Ⅱ-B-3から移動]

【参考】

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学部・研究科等ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。

基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。

基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。

基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。

基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。

基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

## B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

## C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。

## D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

基準Ⅲ-D-2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

## A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき**教員を配置**している。

### 【参考】

- (1) 大学及び学部・研究科等に**必要な教員を配置**している。
- (2) 大学及び学部・研究科等の専任教員**又は基幹教員**は大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)**又は基幹教員とその他教員**を配置している。
- (4) 専任教員**又は基幹教員**の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員**又は基幹教員以外の教員**の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき**指導補助者を配置している場合は、適切に実施**している。

基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。

【参考】

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。

【参考】

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。[基準Ⅱ-B-1から移動]

基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。

【参考】

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。  
[基準Ⅲ-A-2及びⅢ-A-3から移動]
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。[基準Ⅲ-A-3 から移動]

**基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。**

**【参考】**

- (1) 教職員<sup>の</sup>SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。  
[基準Ⅲ-A-3から移動]
- (2) 教員<sup>の</sup>FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。[基準Ⅲ-A-2から移動]
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者<sup>の</sup>研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

**基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。**

**【参考】**

- (1) 教職員<sup>の</sup>就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員<sup>の</sup>就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員<sup>の</sup>就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- (4) 教職員<sup>の</sup>採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。  
[基準Ⅲ-A-1から移動]



## B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

### 【参考】

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。[基準Ⅲ-A-2から移動]
- (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9) 通信による教育を行う学部・研究科等を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
  - ① 購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

#### 【参考】

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品など)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

## C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。

### 【参考】

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や大学運営に活用できるよう、**情報機器**の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備し、**適切に活用し、管理**している。
- (7) **教職員**は、新しい情報技術等を授業や大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

## D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

### 【参考】

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去5年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④ 大学の財政と大学設置法人の財政の関係を把握している。
- ⑤ 大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧ 教育研究経費を適切に措置している。
- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
- ⑩ **会計監査人**の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 大学設置法人及び大学は、**中期的な計画**に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。

基準Ⅲ-D-2 **財的資源**の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

**【参考】**

- (1) 大学の将来像が明確になっている。
- (2) 大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営(改善)計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 大学全体及び学部・研究科等ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

## 基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

### A 大学設置法人の意思決定

基準Ⅳ-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。

### B 教学運営

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。

### C ガバナンス

基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。

基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。

基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。

### D 情報公表

基準Ⅳ-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

## A 大学設置法人の意思決定

基準IV-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。

### 【参考】

- (1) 大学設置法人の長は、大学設置法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- (2) 大学設置法人の意思決定は法令等に基づき適切に行われている。
- (3) 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。



## B 教学運営

基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、**教学マネジメントの確立に努めている。**

### 【参考】

- (1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づき開催し、適切に運営している。

## C ガバナンス

基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。

### 【参考】

- (1) 監事は、大学設置法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、大学設置法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、関係会議で意見を述べている。
- (3) 監事は、大学設置法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況の監査を行い、法令等に基づき毎会計年度、監査報告書を作成し提出している。

基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。

### 【参考】

- (1) 評議員会等の諮問機関等は、法令等に基づき適切に運営している。

基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。

### 【参考】

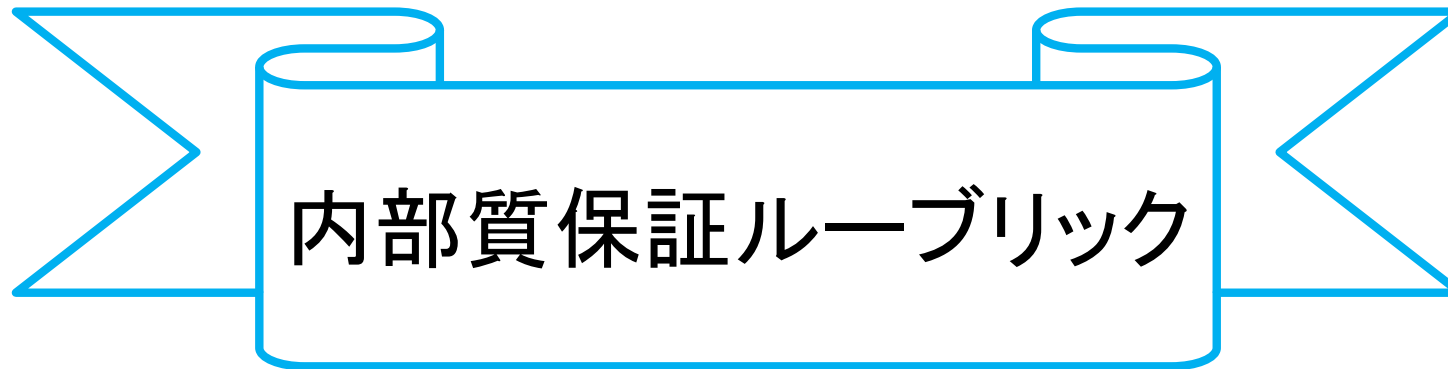
- (1) 会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出している。

## D 情報公表 [新規]

基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

### 【参考】

- (1) 法令に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。



内部質保証ルーブリック

## 「内部質保証ルーブリック」の取扱い方針について

(令和4年3月10日大学認証評価委員会承認)

大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があり、本協会では、この内部質保証を重点項目として評価することとしています。

このため、「内部質保証ルーブリック」（以下「ルーブリック」という。）を評価校及び評価員に配布し、評価校には「ルーブリック」による自己評価を求め、自己点検・評価報告書に各評価項目の現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況等、学習成果を焦点に据えた向上・充実のための査定が機能し、教育の質保証が図られている等の状況が記述されているかの確認を求めるものとします。また、評価員には提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査等を基に、評価校の内部質保証の取組状況について「ルーブリック」を用い評価を行い、その判定を基に基準別評価票の「三つの意見」等に記述していただきます。

「ルーブリック」は、それぞれが内部質保証の取組状況を確認でき、かつ、評価校にはレベルアップに向けての取組を促すものであり、教育の向上・充実につながるものとなります。

- 「内部質保証ルーブリック」の取扱い
  - ① 「ルーブリック」は、評価校及び評価員に配布する。
  - ② それぞれが自己点検・評価報告書等を基にチェックを行い、現状等を確認する。
  - ③ 確認後は、それぞれが評価判定の内部資料として活用する。
  - ④ 作成した「ルーブリック」は、非公表とする。
  
- 評価校での取扱い
  - ① 評価校は、作成した自己点検・評価報告書を基に「ルーブリック」を用いて項目1～4について評価する。
  - ② チェックした各項目のLevelの内容が、自己点検・評価報告書の基準Ⅰに、評価員が評価できる記述（現状及び高いLevelへの取組）となっているか確認する。また、基準Ⅰと関連する他の基準にその詳細が記述されているか確認する。
  - ③ 評価した「ルーブリック」は評価校の内部資料とする。
  
- 評価員の取扱い
  - ① 評価員は、提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査を基に「ルーブリック」により評価し、判定欄を基に「三つの意見」等に記述する。
    - ・ 報告書等を基に作成した「ルーブリック」の該当項目について、訪問調査時に、現状について確認する。
    - ・ レベルアップ（LevelⅣ）を目指して取り組むよう助言を行う。
    - ・ 基準別評価票に、現状及び判定を記入する。
  - ② 本協会に基準別評価票とともに「ルーブリック」も提出する。

（関連資料）

1. 内部質保証ルーブリック
2. 【参考】「内部質保証ルーブリック」による自己点検・評価等について

## 内部質保証ルーブリック

項目	Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1 ミッションを確立している。 教育目的・目標を確立している。	<input type="checkbox"/> ミッションを公表している。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> ミッションを公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> ミッションを公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。	<input checked="" type="checkbox"/> ミッションを公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。 <input type="checkbox"/> ミッションを定期的に確認している。
2 学習成果を定めている。	<input type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価する仕組みを定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果及びその獲得状況を学内外に公表に努めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果を定期的に点検する仕組みがある。
3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているが精査する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているが精査する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているが精査する仕組みがある。 <input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。 <input type="checkbox"/> 三つの方針を定期的に点検する仕組みがある。
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	<input type="checkbox"/> 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 教育研究実施組織等の一部で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る組織的な査定の仕組みが確立され、おおむね機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 大学設置法人の長のリーダーシップの下、教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る組織的な査定の仕組みが確立され、機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。

## 内部質保証ルーブリック

<p>判定 (「三つの意見」等に 記載)</p>	<p>○ 項目 1～3 にチェックの入らない項目が 1 つでもある場合：基準Ⅰのテーマ C「内部質保証」の「早急に改善を要すると判断される事項」において改善を促す。</p> <p>○ 教育の質保証を図る定定の仕組みが一部の者に限られている場合：「向上・充実のための課題」において、教育研究実施組織等の組織で教育の質保証を図る定定の仕組みにするよう改善を促す。</p>	<p>○ 教育の質保証を図る定定の仕組みが教育研究実施組織等の一部にとどまっている場合：基準Ⅰの「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る定定の仕組みにするよう改善を促す。</p>	<p>○ 項目 4 の両方にチェックが入った場合：基準Ⅰの「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る定定の仕組みであることを評価する。</p>	<p>○ 項目 4 の両方にチェックが入った場合：基準Ⅰのテーマ D「内部質保証」の「特に優れた実践と評価できる事項」において評価する。</p>
----------------------------------	---	--	---	--

学習成果：学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実践できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なるものである（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成 20 年）」より）。

【注】：「教育研究実施組織」は大学設置基準第 7 条の定義による。

## 「内部質保証ルーブリックについて」

- 大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要がある。本協会では、第 3 評価期間から、この内部質保証を重点項目として評価することとしている。
- 大学評価基準は、基準Ⅰにおいて、大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み、基準Ⅱにおいて、基準Ⅰの達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにし、基準Ⅲにおいて、その教育研究活動や大学組織を支える資源を把握し、基準Ⅳにおいて、全体を統制する仕組みを評価・点検するものとなっており、基準Ⅰは、基準Ⅱ～Ⅳ全てに関わるものとなっている。
- しかし、基準Ⅰにおいて、基準Ⅱ～Ⅳのテーマ等について PDCA により改善が図られているかどうかについての評価を行うことは、多岐にわたる難しい面があるため、自己点検・評価報告書により基準Ⅰ～Ⅳを評価した結果、学習成果を重点として内部質保証がどのような状況であったかを、内部質保証のルーブリックを用い判定を行うこととする。その結果は、評価結果に反映させることとする。
- 本ルーブリックを基に自己点検・評価報告書への積極的な記述を期待する。
- なお、本ルーブリックについては、使用しながら改善を図っていくこととしており、例えば、全ての大学がレベルⅠに到達した段階で、レベルⅡをレベルⅠとし、順にレベルⅢ及びⅣをレベルⅡ及びⅢとして、新たなレベルⅣを示すなど、全体の高度化を図っていくこととしている。

※1. 項目 2-Ⅳの「フィードバックする仕組み」とは、課題をフィードバックし解決する仕組みをいう。

※2. 項目 4-Ⅳについては、教育研究実施組織等の全組織で学習成果を学生に示す必要があり、大学設置法人の長のガバナンスにより学習成果の獲得を可能にする仕組みが確立し、機能しているかを評価するものである。



### 【参考】「内部質保証ルーブリック」による自己点検・評価等について

毎年度の自己点検・評価において、大学は「内部質保証ルーブリック」の各項目を参照し、自校が各項目のどのレベル（Ⅰ～Ⅳ）にあるか、その現状を確認し、より高いレベルに到達できるよう向上・充実への取組みに活用してください。また、取組みの結果については自己点検・評価報告書への積極的な反映も期待されます。

なお、下表「「内部質保証ルーブリック」（項目）と大学評価基準（区分）の対応関係」以外に、自己点検・評価に関連する大学評価基準（区分）があれば、それらの点検・評価においても内部質保証ルーブリックを活用し、向上・充実に生かしてください。

## 「内部質保証ルーブリック」(項目)と大学評価基準(区分)の対応関係

項 目		区 分
1	ミッションを確立している。 教育目的・目標を確立している。	基準 I-A-1 ミッションを確立している。 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。
2	学習成果を定めている。	基準 I-B-2 学習成果を定めている。 基準 II-B-1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。 基準 II-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。 基準 II-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 基準 II-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。	基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。 基準 II-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。 基準 II-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 基準 I-D-2 教育の質を保証している。 基準 IV-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。

ご清聴ありがとうございました。